

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 4 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 2 川邊 千秋・3 下井 弘 ・4 田村 明 ・5 若林 卓哉
8 喜多 義幸・9 竹尾 泰 ・10 田中 茂人・11 清水 喜代己
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政・23 水谷 隆
以上 1 2 名

欠 席 委 員 1 小澤 哲男・21 坂野 大徹

出席部会委員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 12 平松 崇己・23 水谷 隆

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権移転）
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（賃貸借権）

議案第 1 号 地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（区分地上権）
議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）
議案第 1 0 号 非農地証明願について
議案第 1 1 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5
6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別
冊〉
議案第 1 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 1 1 項の規定によ

- る要請について（賃貸借権）〈別冊〉
- 議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 1 項の規定による要請について（所有権移転）〈別冊〉
- 議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）〈別冊〉

議 事 の 大 要

議 長 それでは第 4 回第 1 農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は 1 番 小澤 哲男委員、21 番 坂野 大徹委員の 2 名で、出席委員は 12 名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
12 番 平松 崇己委員、23 番 水谷 隆委員よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

第 4 回農地部会議案について、表紙裏面 議案第 13 号の「第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について」を「第 18 条第 1 項の規定による要請について」に訂正をお願いします。

続きまして、29 ページ 議案第 6 号 番号 12 をお願いします。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、32 ページの下合計欄について、合計 57 筆を 54 筆に、計 36, 390.46 m²を 35, 257.46 m²に、そして畑 11, 915 m²を 10, 782 m²に訂正をお願いします。

続きまして、津市農用地利用集積計画〈別冊〉について、1 ページから 3 ページ、14 から 15 ページの差し替えをお願いします。

続きまして、津市農用地利用集積等促進計画〈別冊〉については、全部差し替えをお願いします。
訂正等は以上になります。

それでは、議案書の 1 ページから 7 ページをお願いいたします。
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。
番号 1 から 19 で、件数は 19 件、合計面積は 84, 949 m²で、その内訳はすべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

8 ページから 16 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、でございます。

番号 1 から 21 で、件数は 21 件、合計面積は 67,792.82㎡で、その内訳は田が 50,754㎡、畑が 17,038.82㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

17 ページから 19 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号 1 長屋住宅用地

番号 2、番号 3 駐車場用地

番号 4 店舗用地

番号 5 倉庫及び事務所用地

番号 6 資材置場及び駐車場用地

番号 7 貸駐車場用地

以上、件数は 7 件、合計面積は、19,410㎡、その内訳は田が 16,830㎡、畑が 2,580㎡でございます。

20 ページをお願いいたします。

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号 1 駐車場用地

以上、件数は 1 件、合計面積は 399㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、21 ページをお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号 1、地区 上野、申請地 河芸町上野荒洲____、登記地目・現況地目とも畑、面積 231㎡、受人 ____、面積 29,584.32㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号 2、地区 上野、申請地 河芸町上野八幡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 456㎡、受人 ____、面積 29,815.32㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田八之坪____、登記地目・現況地目とも畑、面積 583㎡、受人 ____、面積 1,850㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町林滝ヶ谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 62㎡、受人 ____、面積 15,165㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄下興____、登記地目・現況地目、面積 138㎡、受人 ____、面積 4,704㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 高宮、申請地 美里町五百野東間地____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,370㎡、受人 ____、面積 2,082.37㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号7、地区 草生、申請地 安濃町草生石塚____、登記地目・現況地目とも田、面積 405㎡、受人 ____、面積 11,938㎡、渡人 ____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

以上、件数は7件、面積は3,245㎡で、このうち田が1,975㎡、畑が1,270㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。ご覧の通り何の問題もありませんので、よろしく願いします。

議長 番号3、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。別に問題ありませんので、よろしく願いします。

議 長 番号4、番号5、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9 番竹尾です。4 月 8 日に地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。2 件とも特に問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 高宮、お願いします。

清水委員 1 1 番清水です。4 月 8 日に現地確認させていただきましたところ、何も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 草生、お願いします。

横山委員 1 3 番横山です。推進委員の方と事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないという事でよろしくお願いします。

議 長 番号1 から番号7 について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1 号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第2 号 農地法第3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 2 2 ページをお願いします。
議案第2 号 農地法第3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野四反長____、登記地目・現況地目とも田、面積 9 8 1 m²、借人 ____、面積 5 1 8, 5 6 9 m²、貸人 ____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 2 2 m² 外2 筆、合計面積 9 6 4 m²、借人 ____、面積 1 5, 8 6 7. 2 7 m²、貸人 ____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 上野、申請地 河芸町東千里中ノ川____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 0 2 8 m² 外1 筆、合計面積 2, 0 5 6 m²、借人 ____、面積 5 1 8, 5 6 9 m²、貸人 ____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は3件で、合計面積は4,001㎡で、このうち田が3,037㎡、畑が964㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。4月4日に現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認しまして、特に問題ないと思われま
すのでよろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議なしの発言でございま
す。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定い
たします。
次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸
借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いします。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、で
ございます。
番号1、地区 安西、申請地 芸濃町北神山川向____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 1,242㎡の内1,241.63㎡、借人 ____、
面積 507,522.99㎡、貸人 ____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平檜尾____、登記地目・現
地目とも田、面積 4,407㎡の内4,380.70㎡、借人 ____、
面積 507,522.99㎡、貸人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町中縄深田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 577㎡の内576.77㎡ 外1筆、合計面積 996㎡の内995.66㎡、借人 ____、面積 507, 522.99㎡、貸人 ____ 外1名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲嶋____、登記地目・現況地目とも畑、面積 929㎡の内928.69㎡、借人 ____、面積 507, 522.99㎡、貸人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄西野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡の内369.85㎡ 外1筆、合計面積 819㎡の内818.71㎡、借人 ____、面積 507, 522.99㎡、貸人 ____ 外1名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加下____、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 446㎡の内2, 445.63㎡、借人 ____、面積 507, 522.99㎡、貸人 ____。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は6件、面積は10811.02㎡で、このうち田が6, 826.33㎡で、畑3, 984.69㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調整要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）及び議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上でご説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。確認して参りました1番ですが、営農型ということで見て参りました。営農型太陽光の高さの要件はどうなっていますか。

事務局 営農型の太陽光発電施設については最低地上高が2メートル以上と規定され

議 長	ておりまして、但し、作業に支障があれば下げても良いということはあるのですが、基本的に2メートル以上となっています。 許可降ろしてもよろしいですか。2番はどうですか。
田中委員	10番田中です。2番も営農型なのですが、了解しましたのでよろしくお願いします。
議 長	番号3から番号5、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。4月8日に推進委員の方と事務局とで現地確認をしました。3件とも営農型太陽光ということで特に問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。
議 長	番号6、地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。これも同じ、_____の営農型でして、今回は区画整理の終わったところなので問題ありと思ったのですが、_____,ちゃんと苗を植えてやってみえるので、許可しても良いと判断しました。よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号6について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24ページをお願いします。 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。 番号1、地区 安西、申請地 芸濃町北神山川向_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 242㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。 番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平檜尾_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 4, 407㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。 番号3、地区 明、申請地 芸濃町林墓ノ谷_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 073㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。 番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄字仲嶋_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 929㎡、区分地上権者 _____、設定者 _____。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄深田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 577㎡ 外1筆、合計面積 996㎡、区分地上権者 ____外1名、設定者 ____。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町中縄西野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡ 外1筆、合計面積 819㎡、区分地上権者 ____、設定者 ____ 外1名。

25ページをお願いします。

番号7、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 451㎡ 外1筆、合計面積 659㎡、区分地上権者 ____、設定者 ____。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加下____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,446㎡、区分地上権者 ____、設定者 ____。

これら8件の設定理由は、区分地上権者および区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は8件で、面積は12,571㎡で、このうち田が6,853㎡で畑が5,718㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。先ほど3号の事案で出ていました太陽光の貸し借りで問題ございません。

議長 番号3から番号6、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 番号7、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。推進委員の方と事務局と現地確認させていただきました。以前から草生の岡谷は____が管理されておるところがあります。結構きれいというか、整理されておりますので、別の問題ないというか、よろしくお願いします。

議長 番号8、地区 明合、お願いします。

平松委員	12番平松です。議案第3号で出ております。問題なしということでよろしくをお願いします。
議 長	番号1から番号8について、地元委員さんから、異議なしということでございますが、皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	26ページをお願いします。 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 一身田、申請地 一身田豊野にノ坪_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 82㎡ 外1筆、合計面積 419㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田河戸_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 234㎡ 外1筆、合計面積 286㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和元年頃から住宅にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は705㎡で、このうち田が419㎡で畑が286㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
田村委員	番号1、地区 一身田、お願いします。 4番田村です。4月8日に地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。 事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願い致します。

議 長	番号 2、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。これ、事務局の説明通り問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号 1、番号 2 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号について許可をすることに決定いたします。 次に議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	27 ページをお願いします。 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号 1、地区 一身田、申請地 一身田大古曾出口____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 59 m ² 、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 昭和 50 年頃から駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも畑、面積 904 m ² 、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、371.9 m ² 、パネル設置率は、41.1%になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 大里、申請地 大里睦合町大久保____、登記地目・現況地目とも畑、面積 829 m ² 、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、479.5 m ² 、パネル設置率は、57.8%になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 4、地区 櫛形、申請地 分部上頭____、登記地目・現況地目とも畑、面積 124 m ² 、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号5、地区 豊津、申請地 河芸町影重浜新田____、登記地目・現況地目とも田、面積 670㎡ 外4筆、合計面積 1,906㎡、受人 ____
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、26%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

28ページをお願いします。

番号6、地区 豊津、申請地 河芸町影重浜新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,198㎡ 外1筆、合計面積 1,664㎡、受人 ____
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、29.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 辰水、申請地 美里町穴倉内戸____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,062㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、18%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 辰水、申請地 美里町穴倉内戸____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,652㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、22.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、申請地 美里町穴倉谷垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,402㎡ 外1筆、合計面積 1,593㎡、受人 ____
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、23.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 辰水、申請地 美里町穴倉谷垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 168㎡ 外1筆、合計面積 952㎡、受人 ____
渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.9㎡、パネル設置率は、29.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 辰水、申請地 美里町穴倉内戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 106㎡ 外4筆、合計面積 1,654㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、22.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 安濃、申請地 安濃町安濃豊久野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,378㎡ 外22筆、合計面積 16,957.46㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、11461.8㎡、パネル設置率は、65.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

31ページをお願いします。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口黒石____、登記地目・現況地目とも田、面積 274㎡ 外4筆、合計面積 2,622㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、10.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

32ページをお願いします。

番号15、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 841㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.9㎡、パネル設置率は、33.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 874㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.9㎡、パネル設置率は、56.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 香良洲、申請地 香良洲町南新田____、登記地目・現況地目とも田、面積 350㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、申請地 香良洲町南新田____、登記地目・現況地目とも田、面積 214㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件で、合計面積は35,257.46㎡で、そのうち田が11,219㎡で畑が10,782㎡、その他が13,256.46㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。4月8日に現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。4月8日に地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。こちらも事務局説明通りで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。4月8日に地元推進委員と事務局で現地確認しました。問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 櫛形、お願いします。

事務局 事務局です。小澤委員より4月8日に現地確認をし、問題ない旨の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

議 長 番号5、番号6、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これ、事務局の説明通り何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号7から番号11、地区 辰水、番号12、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番清水です。4月8日に推進委員と現地確認をしました。その時、業者の説明を受けました。7、8、9、10、11とありますが歩いて行けるようなところで、耕作放棄地になろうとしているところです。段々の田圃が続いて大変なところだと思います。太陽光発電が来るということで、いいのではないかと

	なあと思っております。１２についても問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	今、耕作はしてないのですか。
清水委員	耕作はしてないです。草刈りだけです。
議 長	管理はしているのですな。
清水委員	管理は一部しています。高齢のため荒れ放題です。
議 長	番号１３、地区 安濃、お願いします。
平松委員	１２番平松です。４月８日に会長、部会長、私で現地確認させていただきました。大規模な太陽光施設で、書類が整理されていまして、その通りしていただけたら問題ないということで判断しました。よろしくお願いします。
議 長	番号１４、地区 明合、お願いします。
平松委員	１２番平松です。この件は、すぐ近くに池がありまして、池に支障がないように太陽光のパネルを設置するということで、問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号１５から番号１８、地区 香良洲、お願いします。
下井委員	３番下井です。先般、現地確認しまして問題ないと思います。 １５、１６は太陽光発電施設ですが、畑なんですけど木が生い茂ってまして、耕作放棄地で大変なんですけど、全部整理するということなので問題ないと思います。以上です。
議 長	辰水地区は同じ業者が多いですな。
清水委員	多いですね。
議 長	番号１から番号１８について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第６号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	３３ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町野田____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 18㎡ 外1筆、合計面積 576㎡の内463.14㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成19年頃に農業用倉庫にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置付けられますが、農業用施設に供するものであるため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 安東町桐ノ木____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 3,046㎡ 外1筆、合計面積 6,100㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用飼料置場とするものです。

令和4年に農業用施設置場とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は2件で、面積は6,563.14㎡、このうち田が6,100㎡、畑が463.14㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般現地確認しまして、特に問題ないという事でよろしく
お願いします。

議長 番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。4月8日に会長、部会長、私と地元推進委員4名と事務局と
で確認いたしました。3年前にも隣の土地から始末書が提出されておりました。
事前に申請するように従業員に申し入れましたんですけど、事務局の方から
も十分言っておいて下さい。そんなことで、よろしくお願いします。

議長 色々反応がありそうですが、番号1、番号2について、地元委員さんから、
異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 34ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町柳____、登記地目・現況地目とも田、面積 486㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

許可証の交付につきましては、都計法29条との同時許可となります。

番号2、地区 豊津、申請地 河芸町影重浜新田____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 132㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 豊津、申請地 河芸町影重浜新田____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 154㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、申請地 美里町家所西代____、登記地目・現況地目とも田、面積 765㎡の内356㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は1,128㎡、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。この案件につきましては4月8日に地元推進委員4名と事務局と確認しました。事務所の方も縷々説明いただきまして、問題無いということですのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、番号3、地区 豊津、お願いします。

喜多委員 議 長	8 番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ないのでよろしくお願いします。 番号 4、地区 辰水、お願いします。
清水委員	1 1 番清水です。4 月 8 日に現地を確認しましたところ、全然、問題無いということでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 4 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 8 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	3 5 ページをお願いします。 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号 1、地区 安西、申請地 芸濃町北神山川向____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 2 4 2 m ² の内 0. 3 7 m ² 、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。 番号 2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平檜尾____、登記地目・現況地目とも田、面積 4, 4 0 7 m ² の内 2 6. 2 8 m ² 、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。 番号 3、地区 明、申請地 芸濃町林墓ノ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 0 7 3 m ² の内 0. 2 3 m ² 、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。 番号 4、地区 明、申請地 芸濃町中縄深田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5 7 7 m ² の内 0. 2 3 m ² 外 1 筆、合計面積 9 9 6 m ² の内 0. 3 4 m ² 、地上権者 ____、地上権設定者 ____ 外 1 名。 これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄中竈____、登記地目・現況地目とも畑、面積 929㎡の内0.31㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町中縄西野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡の内0.15㎡ 外1筆、合計面積 819㎡の内0.29㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____ 外1名。

これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

36ページをお願いします。

番号7、地区 高宮、申請地 美里町五百野外山____、登記地目・現況地目とも田、面積 866㎡、地上権者 ____、地上権設定 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、375.7㎡、パネル設置率は、43.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町栗加栗加下____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,446㎡の内0.37㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

番号9、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 451㎡の内0.12㎡ 外1筆、合計面積 659㎡の内0.15㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

これにつきましては、営農型太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。

これら8件につきましては申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

以上、件数は9件で、合計面積は894.34㎡で、そのうち田が892.65㎡で畑が1.69㎡でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、番号 2、地区 安西、お願いします。
田中委員	10 番田中です。営農型太陽光発電の柱部分ですが、何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号 3、から番号 6、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。先ほど審理していただいた太陽光の案件です。問題ないと判断しますのでよろしくお願いします。
議 長	番号 7、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11 番清水です。4 月 8 日に現地を確認させていただいて、通常の太陽光発電があつて 1 箇所残っているところです。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	番号 8、地区 明合、お願いします。
平松委員	12 番平松です。議案 3 号ででした営農型太陽光で、問題無いということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号 9、地区 草生、お願いします。
横山委員	13 番横山です。これも推進委員さんと事務局とで確認しましたが、何ら問題ないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 9 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 9 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 10 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	37 ページをお願いします。 議案第 10 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町柿ノ木田 _____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 429㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成 10 年撮影）により、申請地に昭和 40 年ごろから耕作を行わなかったため山林化し現在に至る。ことが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 片田、願出者 _____、申請地 片田長谷町大門_____
__、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 69㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成4年撮影）により、申請地に自己所有地に侵入するための通路として長年使用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。4月8日に地元推進委員と事務局で現地確認しましたが、問題ないので許可よろしくをお願いします。

議 長 番号2、地区 片田、お願いします。

事務局 事務局です。小澤委員より4月8日に現地確認をして特に問題ないとの報告を受けておりますのでよろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第10号については、証明することといたします。
次に別冊でお配りしました、議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で119,930㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,125.86㎡、契約件数は47件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で103,711㎡、契約件数は35件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で39,527㎡、畑の賃貸借で28㎡、契約件数は11件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,817㎡、契約件数は4件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて278,985㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で8,153.86㎡、合計契約件数は97件、合計面積は287,138.86㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区33件、河芸地区1件、安濃地区8件、芸濃地区3件で合計45件、合計面積は135,755㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で46.3%、面積で47.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は4ページにあります1-35-2の外1件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-5及び3-9についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

3-5 該当P101

3-9、該当P105

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	ありがとうございました。 _____委員入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願い致します。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次にもうひとつ別冊でお配りしました、議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第11項の規定による要請について（賃貸借権）です。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について（賃貸借権）、でございます。 それでは1ページをお願いします。 件数は1件、面積は650㎡で、すべて田でございます。 こちらは、現在の受け手から新しい受け手に貸借の権利を移転するものです。貸借の権利を移転する場合には、新たな受け手が賃借料や残存契約期間について同一の条件で承継するときは、出し手と機構との解約は行わず、現在の受け手から新たな受け手へ権利を移転します。 この場合、法改正により促進計画で手続きを行う必要があり、農業委員会が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要と認めるときに、農業委員会が農地中間管理機構に対し促進計画の作成を要請する必要があります。 今回提出させていただきました議案につきましては農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る必要があると認められるため農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請しようとするものです。 この前の受け手は_____さんで、_____に変えようとするものです。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に要請することにいたします。

事務局	次に議案第１３号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第１８条第１１項の規定による要請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。 議案第１３号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第１８条第１１項の規定による要請について（所有権移転）でございます。 それでは２ページをお願いします。 件数は２件、合計面積は５，４５７㎡で、すべて田でございます。 こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、農業委員会が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要と認めるときに、農業委員会が農地中間管理機構に対し促進計画の作成を要請するものです。 今回提出させていただきました議案につきましては農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る必要があると認められるため農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請しようとするものです。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんのでこのままご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に要請することにいたします。 次に議案第１４号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第１８条第３項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第１４号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第１８条第３項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。 それでは、３ページをお願いします。 件数は５件、合計面積は１０，７１５㎡で、すべて田でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地が地域計画区域内の土地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び３号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び３号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	説明が終わりました。この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。 この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第4回第1農地部会を終了いたします。 午前11時42分

令和6年4月17日

議事録署名者

議事録署名者
